

平成23年6月2日

関係各位

社団法人 大日本水産会
会長 白須 敏朗

水産食品加工施設 HACCP 認定制度の見直しについて

社団法人大日本水産会の事業については、常日頃より種々御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社団法人大日本水産会では、平成10年度から、水産加工食品を米国に輸出しようとする施設に対して、米国連邦水産食品 HACCP 規則に掲げる第3者機関として HACCP により管理されている水産加工施設の認定や証明書の発行を行い、平成18年4月からは国内流通する水産加工品に関連する施設も対象にしており、平成22年度末時点で認定加工施設数の累計は188に達しています。一昨年、昨年と大日本水産会 HACCP 認定施設で対米輸出水産加工品に関係するところに対して FDA 査察が実施され、その結果を大日本水産会 HACCP 審査に反映させることも重要と考えられるところです。今後とも安全・安心な水産加工品を消費者に提供しようとする我が国水産加工関係者の皆様のために、信頼性が高く、納得できる審査料での HACCP 認定審査や FDA 査察に際しての手助けなどを行うことも大日本水産会に課せられた使命と理解しています。このような状況も踏まえて、関係者の皆様には「HACCP 認定制度の見直しについて」当方の考え方を示し、意見等を伺っているところでしたが、今般、別紙「水産食品加工施設 HACCP 認定制度について」の通りに改め、平成23年7月1日以降は、これに基づき審査等を実施することとしましたので、関係者の皆様にあつては御理解のほどよろしく申し上げます。

なお、従前の「水産食品加工施設 HACCP 認定制度について」は廃止としますので、念のため申し添えます。

水産食品加工施設 HACCP 認定制度の見直しの要点

1. 見直しの必要性について

- (1) 米国は平成9年12月18日から自国に輸入される水産加工品について HACCP による管理を求めたことから、大日本水産会は、FDA 水産食品 HACCP 規則に定める外国の能力ある第3者機関として、我が国水産加工施設の HACCP 認定を行うと共に、輸出に必要な HACCP 管理が行われた旨の証明書を発行してきました。
- (2) 平成18年には国内流通する水産加工品に関連する施設も HACCP 認定対象にし、現在に至っていますが、「水産食品加工施設 HACCP 認定制度について」は、これまで大きな改正等は実施されておらず、今般、見直しを行うこととしました。

2. 審査間隔の変更について

- (1) 現在の大日本水産会による審査は、3年ごとに実施し、審査が行われない間は、6カ月毎に継続コンサルが行われています。大日本水産会審査と継続コンサルの審査基準は、「社団法人大日本水産会 水産加工施設 HACCP 認定基準」に基づいており、大日本水産会では、大日本水産会審査及び継続コンサルの結果報告を踏まえて、証明書を発行しています。本来は、6カ月毎の継続コンサルも大日本水産会が実施すべきものですが、審査員の確保等の問題から継続コンサルとしているところです。今後、FDA 査察結果の反映や審査員の確保の問題なども踏まえて、3年ごとに実施していた大日本水産会による審査を2年ごとに改めることとしました。

3. 初回審査について

- (1) 現在は、初回審査では指摘事項があった場合は、是正措置の実施内容を文書で提出させ、その内容を検討し、合否の判定を行っていますが、現場確認が必要な内容も含まれている場合もあります。このため、初回審査は、初回1次審査と初回2次審査とし、初回1次審査で不合格の場合は、初回2次審査を受審することとしました。

4. 審査区分について

- (1) 現行の審査区分は、初回審査、更新審査、品目追加審査、継続コンサル（本来は、大日本水産会が実施すべき審査の代行）に分類されていますが、今後は、初回1次審査、初回2次審査、更新審査、品目追加審査、継続コンサル、特別審査とします。なお、特別審査は、初回1次審査、初回2次審査、更新審査、品目追加審査、継続コンサル以外の審査に適用します。

5. 審査料又は継続コンサル費用について

- (1) 大日本水産会審査の審査料金は、継続コンサルを含む一部の審査区分では基本料金のほか審査品目数や審査日数によって、審査料が増加するようになっていますが、受審者に過度の負担をかけないために品目追加や日数による料金追加は廃止し、審査が1日で終了する場合の審査料金は10万円、2日以上の場合は15万円の2本だてに簡素化しました。
- (2) 継続コンサルに関しては、費用は継続コンサルを行う者と継続コンサルを受ける者で協議し、決定することになっており、受審者がコンサルに支払う金額に差が生じていることが判明しました。また、継続コンサルは、本来は大日本水産会が行う審査の代行ですので、大日本水産会で継続コンサル料を決定することとし、継続コンサル費用は、大日本水産会審査に準じて、1日で終了する場合は10万円、2日以上の場合には15万円の2本立てとし、受審者に過度の負担がかからないように配慮しました。

6. 継続コンサル関係者の審査オブザーバーとしての参加について

- (1) 継続コンサル関係者の大日本水産会審査へのオブザーバーとしての参加は、これまでは必須になっていましたが、受審者の負担も勘案し、今後は初回審査も含めて受審者の判断に任せることとしました。

7. 継続コンサルに従事する者について

- (1) 継続コンサルを行う者については、次の①と②の講習会を受講していることが条件となっていますが、実務経験も勘案し、今後は、次の①+③、①+④のいずれかに該当する場合も審査のうえ認めることとしました。
 - ① 大日本水産会主催の FDA 方式 HACCP 講習会（3日間コース）受講修了者
 - ② 大日本水産会/日本食品分析センター共催のエキスパート講習会（2.5日）受講修了者
 - ③ 技術士の資格を有する者（ただし食品衛生業務に従事した経験のある者に限る）
 - ④ ISO22000 審査員補以上の者
- (2) なお、新たに継続コンサルに従事しようとする者については、上記7の(1)を満たしているかどうかの判断を行うために、別途定める「継続コンサルに関する申請書」を提出していただくこととしました。

8. 新制度への移行時期について

関係者への周知期間も配慮し、平成23年7月1日から新制度に移行することとしました。